

後付け加速抑制装置の設置を補助します！

神戸町では、令和2年4月1日から高齢運転者の交通事故防止対策として、後付けの加速抑制装置を購入する75歳以上の方に対する補助金制度を創設しました！ぜひ、ご利用ください！

補助対象者(次の①～⑤の要件をすべて満たす個人の方)

- ①神戸町の住民基本台帳に登録がされている方
- ②75歳以上の方（申請に係る年度内に75歳に達する方も含む）
- ③有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方
- ④自動車検査証の所有者または使用者である方
- ⑤町税等を滞納していない方
- ⑥神戸町暴力団排除条例に規定する暴力団又はそれらと密接な関係を有していない方



補助金額

一律1万円

※1人1台（回）限りです。補助金額予算額に達した場合は終了となります。

補助対象の安全装置

使用している自動車に後付けで設置する装置で、ペダルの踏み間違い等による加速抑制装置としての機能を有する、国が性能認定した次のいずれかのもの。

認定対象装置	商品（設置販売事業者）の例
① 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置	踏み間違い加速抑制装置システム（トヨタ自動車） ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ダイハツ工業）
② ペダル踏み間違い急発進等抑制装置	誤発進防止システム2（サン自動車工業） ペダルの見張り番Ⅱ（データシステム）
③ ペダル踏み間違い防止装置	ワンペダル（ナルセ機材）

※すべての装置が補助対象ではないため記載外の装置はご相談ください。

注意事項

- 非営利かつ自ら使用する目的で令和2年4月1日以降に安全装置を設置した方に限ります。
- 申請は当年度内に設置したものに限り、年度をさかのぼっての申請はできません。
- すでに設置済みの装置の修理や改良については補助制度の対象外です。
- 補助対象経費が10,000円を下回る場合は補助対象経費の1,000円未満を切捨てた額を交付します。
- 補助金の受取方法は申請者名義の口座振込に限り、現金での受取はできません。
- 国の認定装置に変更があった場合、期間内であっても補助対象外となる場合があります。
- 1年6ヶ月以内に譲渡、交換、売却、貸付、担保、廃棄しないでください。
- 偽りまたは不正の手段により交付を受けた際は補助金を返還していただく場合があります。

問い合わせ

○神戸町総務課 地域安全係（代表番号：27-3111 直通番号：27-0171 内線257）

補助金の申請から交付までの流れ

①安全装置取扱販売店で設置

- 補助対象には要件があります。表面の内容をご確認ください。

②申請書を総務課地域安全係へ提出

- 添付書類(1)は総務課窓口で入手できます。
- 添付書類はすべて申請者本人の名義のものがが必要です。
- 申請の際は必ず朱肉の印鑑（認印）を持参してください。

- (1)補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2)運転免許証の写し
- (3)設置した自家用自動車の自動車検査証の写し
- (4)支払額が分かる領収書等の写し
- (5)自動車税完納証明書等の写し
- (6)その他町長が必要と認める書類

③後付け加速抑制装置設置事業補助金決定通知書の送付

- 申請書類を審査の上、通知書を郵送します。

④請求書を総務課地域安全係へ提出

- 補助金が指定口座に振り込まれます。

